

業 務 委 託 契 約 約 款

(総則)

第1条 甲は、頭書の業務を別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

(実施方法)

第2条 乙は、仕様書に従い、最も適切な方法により業務を実施しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第3条 乙は、この契約に基づいて生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、第三者に対し業務の全部を一括して委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持等)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり、別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約の履行にあたり知り得た甲の業務上及び技術上に係わる事項を、委託期間中はもとより委託完了後においても第三者に漏えいしてはならない。また、この契約の履行にあたり個人情報及び業務情報を取り扱う場合は、別記2「個人情報及び業務情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

3 前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

4 乙は、乙の従業員に対して、甲の秘密を保持することの職責の重要性を認識させ、故意又は過失による漏えい防止を徹底させるため、あらゆる機会を通じ、絶えず教育、訓練をしなければならない。

5 第1項から第3項までの規定は、前条第2項ただし書の規定により再委託を受ける者に対して準用する。この場合において、乙は、当該再委託を受ける者に対し、第1項から第3項までの規定の趣旨を周知しなければならない。

(損害賠償)

第5条 乙は、次の各号の一に該当するときは、遅滞無く損害を被害者に賠償しなければならない。ただし、その損害に起因するものが甲の責めによるとき、又は天災地変その他不可抗力の場合はこの限りでない。

(1) 乙が業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

- (2) 次条の定めるところにより、この契約が解除された場合において乙が甲に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、事前の催告を要することなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 業務の履行が著しく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (3) 第4条の規定に違反したとき。
- (4) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにも関わらず、乙がその違反を是正しないとき。
- (5) 前各号の場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又はその他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(7) 天災その他避けることができない理由により契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により甲が契約を解除した場合、乙に損害があっても甲は乙に対しその損害を賠償しない。

第6条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 前条(第1項第7号を除く。)の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合(前条第1項第7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(検査)

第7条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に報告しなければならない

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に仕様書に基づき、業務の完了を確認するための検査を完了するものとする。

(契約代金の支払い)

第8条 乙は、仕様書に基づき業務の全部又は一部を完了した場合において、甲の検査及び点検を受け適正であると認められたときは、甲に対し適法な手続きにより契約代金の支払いを請求するものとする。

2 甲は、甲が指定する正当な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

(疑義の決定)

第9条 この契約に定めるもののほか、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。